

1 議事日程(第1号)

(令和2年第8回久山町議会12月定例会)

令和2年12月1日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

・ 議員派遣結果

・ 一部事務組合議会に関する事項

粕屋南部消防組合議会報告

日程第4 議案第90号 久山町副町長の選任同意について (町長提出)

日程第5 議案第91号 久山町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)

日程第6 議案第92号 久山町課設置条例の一部を改正する条例について  
(2久山町条例第35号) (町長提出)

日程第7 議案第93号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
(2久山町条例第36号) (町長提出)

日程第8 議案第94号 久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を  
改正する条例について (2久山町条例第37号) (町長提出)

日程第9 議案第95号 久山町条例の整備に関する条例の制定について  
(2久山町条例第38号) (町長提出)

日程第10 議案第96号 久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負変更契約  
について (町長提出)

日程第11 議案第97号 草場地区再開発第3期造成工事(1工区)請負変更契約について  
(町長提出)

日程第12 議案第98号 草場地区再開発第3期造成工事(2工区)請負変更契約について  
(町長提出)

日程第13 議案第99号 令和2年度久山町一般会計補正予算(第7号) (町長提出)

日程第14 議案第100号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)  
(町長提出)

日程第15 議案第101号 令和2年度久山町水道事業会計補正予算(第3号) (町長提出)

日程第16 議案第102号 令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算(第2号)  
(町長提出)

日程第17 請願第 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出に関する請願

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1 番	山 野 久 生	2 番	清 永 義 弘
3 番	有 田 行 彦	4 番	佐 伯 勝 宣
5 番	松 本 世 頭	6 番	本 田 光
7 番	阿 部 哲	8 番	只 松 秀 喜
9 番	久 芳 正 司	10 番	阿 部 文 俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

8 番	只 松 秀 喜	9 番	久 芳 正 司
-----	---------	-----	---------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

町 長	西 村 勝	副 町 長	佐 伯 久 雄
教 育 長	安 部 正 俊	総 務 課 長	安 倍 達 也
町民生活課長	矢 山 良 寛	教 育 課 長	森 裕 子
産業振興課長	久 芳 義 則	税 務 課 長	佐々木 信 一
魅力づくり推進課長	川 上 克 彦	福 祉 課 長	稲 永 み き
財 政 課 長	久 芳 浩 二	都 市 整 備 課 長	井 上 英 貴
健 康 課 長	大 嶋 昌 広	上 下 水 道 課 長	横 山 正 利

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	中 原 三千代	議会事務局書記	篠 原 正 継
--------	---------	---------	---------

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） 改めましておはようございます。

ただ今から、令和2年第8回久山町議会12月定例会を開会いたします。

まず初めに、町長よりごあいさつをお受けいたします。

町長。

○町長（西村 勝君） マスクを外させていただきます。

皆さんおはようございます。本日ここに久山町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご出席を賜り、心より感謝申し上げます。

いよいよ師走に入り、寒さと慌ただしさを感じる時期となりました。体調に注意しながら気を引締めて、令和2年最後の月を乗り切ってまいりたいと思います。

さて、昨年発生しました新型コロナウイルス感染症は、いまだ全世界で猛威を振るい感染者が増加しています。日本でも、4月7日に政府が全国を対象に緊急事態宣言を発令し、感染拡大防止に向けて、政府、自治体一丸となって取り組んでまいりました。しかし、現在、流行の第3波が到来し、全国新規感染者数や重傷者数は、過去最多を記録しています。自治体の中には、病床の使用率が上昇し、医療体制の逼迫<sup>ひっばく</sup>が恐れられているところもあり、感染の広がりを抑え込む対策と、ワクチンの早期実用化が期待されています。

このような中、11月26日には、菅総理大臣をはじめ多くの大臣にお越しいただき、令和2年全国町村大会が開催されました。この大会で、国に対し、全国町村の要望を集約し、総意として13の項目が決議されました。今回の決議書では、災害からの復旧・復興の加速、全国的な防災・減災対策、そして、デジタル社会の推進、農山漁村の再生・活性化、地方創生のさらなる推進などがあがりました。その中で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と万全な経済対策の実施は、第1項目に掲げられており、政府の対応への強い希望と、期待のあらわれでもあると考えます。本町においても、今後の感染状況を踏まえた国の対策をしっかりと注視しながら、対応を図ってまいります。

しかし、一方で、これからの自治体は、経済対策の部分について、コロナ禍、コロナ後の社会経済の在り方を模索し、国や県の政策とプラスアルファとして、独自の経済対策を実施していかなければなりません。そのことで、自治体間における発展の差が生まれる厳しい時代に突入にしたとも言えると思います。

そのため、本町では、久芳前町長が議会からご承認をいただきました、令和2年度の当初、補正予算に関連する取り組みなどを粛々と実施していきながら、令和3年度以降の社会経済情勢等を見据えた準備を図っていきたいと考えております。

令和3年度以降は、新型コロナウイルス感染症の予防対策を行いながら、有効的な投資を短期だけではなく、中長期的な観点で実施し、雇用の確保と財政基盤の確立を目指していかなければなりません。しかし、限られた予算の中で、それらを推進していくためには、収入を増やす取り組み、そして支出を減らす取り組み、それが必要となってきます。これからの時代は、その両方を同時に行いながら、先が見えないさまざまな課題を乗り越えていかなければなりません。

そのため、財政と企画部門を統合し、中長期的に安定した財政運営の基盤を築きながら、5年後、10年後、20年後の久山町の将来像に向かって、必要な投資を行っていくことが大切です。そこで、中長期的な投資によるリターンと支出との調整を見据えた財政運営を行う「経営」と、これまでの本町のまちづくりを軸としながら、新たな将来像を描き、町の資産向上につながる事業を展開していく「企画」の二つの役割を統合し、効果的な自治体運営をまずは図っていきたいと考えております。今回、そのことに伴う課の設置条例の一部改正についてもご提案をさせていただいております。

最後に、これからも町民の皆さまが安心、安全で暮らせるまちづくりを目指して、行政一丸となって、スピード感を持ち取り組んでまいり所存であります。引き続き、議会の皆さまのご協力をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

さて、本12月定例会に提案します案件は、副町長の選任同意をお願いする人事案件並びに令和2年度一般会計補正予算（第7号）のほか、全部で13議案でございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部文俊君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部文俊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、8番只松秀喜議員および9番久芳正司議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部文俊君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月10日までの10日間としたいと思います。

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。従って、本定例会の会期は本日から12月10日までの10日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 諸般の報告

○議長（阿部文俊君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

次に、一部事務組合議会に関する事項の報告を行います。

粕屋南部消防組合議会の報告につきましては、お手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 議案第90号 久山町副町長の選任同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第90号久山町副町長の選任同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西村 勝君） 議案第90号久山町副町長の選任同意についてご説明いたします。

本案は、現在の佐伯久雄副町長の任期が令和2年12月31日をもって満了することに伴い、新たに副町長を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回選任する方は、現副町長の佐伯久雄氏の再任をお願いするものでございます。佐伯氏は、久芳前町長の下、副町長として1期4年、豊かな行政経験と知識を有しており、今後も本町の行政を円滑に推進していただける人材だと確信いたしております。

経歴等詳細については、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます、ご説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第5 議案第91号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第91号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西村 勝君） 議案第91号久山町教育委員会委員の任命同意についてご説明いたします。

本案は、久山町教育委員会委員荒牧美穂氏の任期が、令和3年2月9日をもって満了となるため、後任の久山町教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回、任命の同意をお願いいたします方は、現教育委員会委員の荒牧美穂氏の再任をお願いするものでございます。学校、地域活動における経験等を拝見いたしますと、教育委員会委員として適任であると考えております。

なお、選任理由等詳細につきましては、議案説明会において担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます、ご説明を終わらせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第92号 久山町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第92号久山町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第92号久山町課設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、久山町の行政課題等に対応するため、久山町課設置条例（平成17年久山町条例第13号）を改正する必要があるため、ご提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会においてご説明いたしますので、ご審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第93号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第93号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第93号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

についてご説明をいたします。

本案は、久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の一部の施行に伴い、久山町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第94号 久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第94号久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（久芳義則君） ご説明いたします。

議案第94号久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、久山町立構造改善センターの使用状況について、精査検証を行った結果、主に社会教育施設として使用されていたため、久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正することにより、同施設の利用機会の拡大を図るため提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会においてご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようよろしくお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第95号 久山町条例の整備に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第95号久山町条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安倍達也君） 議案第95号久山町条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、例規集の精査検証を行った結果、84の条例について法制上の整備および見直し等の必要があり、同条例について一部を改正する必要性が生じたため、ご提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第96号 久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負変更契約  
について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第96号久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負変更契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第96号久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負変更契約についてご説明いたします。

本案は、令和2年6月議会において議決を得た久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負契約について、変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。契約の方法、契約の相手方、履行期限に変更はございません。変更箇所としましては、1、契約の目的、久山町総合運動公園スポーツゾーン整備第7期工事請負変更契約。3、請負代金、変更前7,590万円うち消費税相当額690万円を、変更後8,019万2,200円うち消費税相当額729万200円。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第97号 草場地区再開発第3期造成工事（1工区）請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第97号草場地区再開発第3期造成工事（1工区）請負変更契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。



○財政課長（久芳浩二君） 議案第97号草場地区再開発第3期造成工事（1工区）請負変更契約についてご説明いたします。

本案は、令和2年6月議会において議決を得た草場地区再開発第3期造成工事（1工区）請負契約について、変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。契約の方法、契約の相手方、履行期限に変更はございません。変更箇所としましては、1、契約の目的、草場地区再開発第3期造成工事（1工区）請負変更契約。3、請負代金、変更前1億340万円うち消費税相当額940万円。変更後1億249万9,100円うち消費税相当額931万8,100円。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第98号 草場地区再開発第3期造成工事（2工区）請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第98号草場地区再開発第3期造成工事（2工区）請負変更契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第98号草場地区再開発第3期造成工事（2工区）請負変更契約についてご説明いたします。

本案は、令和2年6月議会において議決を得た草場地区再開発第3期造成工事（2工区）請負契約について変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年久山町条例第14号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。契約の方法、契約の相手方、履行期限に変更はございません。変更箇所としましては、1、契約の目的、草場地区再開発第3期造成工事（2工区）請負変更契約。3、請負代金、変更前6,380万円うち消費税相当額580万円。変更後6,732万9,900円うち消費税相当額612万900円。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第99号 令和2年度久山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第99号令和2年度久山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（久芳浩二君） 議案第99号令和2年度久山町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町一般会計補正予算（第7号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額64億2,322万4,000円に、歳入歳出それぞれ9,089万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ65億1,411万8,000円とするものでございます。

歳出の増額した主たるものとしては、ふるさと応援寄附管理委託料等として5,258万9,000円の増、障害児各種支援給付費397万円の増、障害者総合支援法改正に伴うシステム改修費218万9,000円の増、消火栓設置工事および維持管理負担金123万2,000円の増、コミュニティバス運行補助金320万円の増、道路維持費200万円の増、交通安全対策特別交付金事業費150万円の増、公園管理費200万円の増、高齢者予防接種委託料285万1,000円の増、和牛等子牛確保緊急支援事業補助金585万円の増、農業施設管理費115万9,000円の増、宿泊税交付金基金積立金233万6,000円の増、学校教育施設改修費176万円の増などがございます。

一方、歳出の減額した主たるものは、特別定額給付金事業費435万3,000円の減でございます。

歳入の補正につきましては、減額補正する主たるものは、国庫支出金の特別定額給付金給付事務補助金163万4,000円の減、同じく、特別定額給付金給付事業費補助金270万円の減、町税のうち入湯税764万5,000円の減額補正をし、歳入の増額補正する主たるものは、国庫支出金の障害児入所給付等負担金198万5,000円の増、障害者総合支援事業費補助金109万4,000円の増、県支出金、子供医療費補助金105万3,000円の増、和牛等子牛確保緊急支援事業補助金585万円の増、宿泊税交付金233万6,000円の増、ふるさと応援寄附金7,000万円の増、法人事業税交付金1,800万円の増等でございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第100号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第100号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（矢山良寛君） 議案第100号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）をご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額10億3,423万2,000円に、歳入歳出それぞれ1,761万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億5,185万1,000円とするものでございます。

歳出補正といたしましては、総務費の委託料の52万8,000円の増額と、償還金の1,709万1,000円の増額でございます。そのための財源であります歳入補正といたしましては、繰越金を1,761万9,000円増額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第101号 令和2年度久山水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第101号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（横山正利君） 議案第101号令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）をお願いするもので、既決の水道事業会計予算第4条に定めた、資本的収入の予定額5,340万5,000円に、123万2,000円を増額し、資本的収入の予定額を5,463万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただ

でございますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第102号 久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第102号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（横山正利君） 議案第102号令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第2号）をお願いするもので、既決の公共下水道事業会計予算第4条に定めた、資本的支出の予定額3億6,749万3,000円に、330万円を増額し、資本的支出の予定額を3億7,079万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 請願第1号 日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める意見書の提出に関する請願

○議長（阿部文俊君） 日程第17、請願第1号日本政府に核兵器禁止条例の参加・調印・批准を求める意見書の提出に関する請願を議題とします。

本案について紹介議員から趣旨説明を受けます。

本田議員。

○6番（本田 光君） ちょっとマスク外させてもらいます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提出に関する請願書について説明をいたします。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連で歴史的な核兵器禁止条約が国連で採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結果をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印<sup>らくいん</sup>を押しました。

条約は開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、抜け穴を許さないものとなっております。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助も行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっております。

このように、核兵器禁止条約には、被爆者とともに、私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた、核兵器完全廃絶につながる画期的なものであります。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への参加・調印・批准が開始されて以降、国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれています。批准国は2020年10月24日、国際軍縮週間の初日（国連創設記念日）に50カ国となりました。これにより同条約は、2021年1月22日に発効します。多くの国が核兵器のない世界の実現に真剣に、誠実に努力しているもとで、アメリカの核の傘に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。

こうした態度を直ちに改め、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証しとして、核兵器禁止条約に参加・調印・批准することを強く求めます。

従って、本請願を付託された委員会、また、本会議におきましても採択していただき、内閣総理大臣、外務大臣宛てに意見書を提出していただきますように、よろしくお願いをいたします。

以上で説明を終わります。

よろしくお願ひします。

○議長（阿部文俊君） 本請願は、久山町議会会議規則第92条の規定により、総務文教常任委員会に付託しましたのでご報告いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時5分